

婚姻平等マリフォー法案のポイント

婚姻平等マリフォー法案とは？

異性カップルが現に利用している現行の婚姻（結婚）制度を、そのまま同性カップルも利用できるようにするために「民法」を改正する法律案（最小限の改正案）

どんな内容？

1. 当事者双方の性別にかかわらず結婚できることを明記

「婚姻は、『性別のいかんを問わず、二人の当事者が、』戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」（第739条）とし、当事者双方の性別にかかわらず結婚できると明記。

2. あとは、単語の置き換え規定だけ

ほとんどが、性別にかかわりなくするための置き換え規定。今ある婚姻制度をそのまま利用するので、同性カップルの婚姻のために新しい章を作るわけでも、新しい条文を作るわけでもない。

（置き換えの例）

夫婦 ⇒ 婚姻の当事者

夫若しくは妻 ⇒ 婚姻の当事者の一方

父、母 ⇒ 親

3. 養親子であった同性カップルの特例

現行民法上、一度養親子関係にあったカップルは、結婚できない。しかし、結婚制度を利用できないことの代替手段として、同性カップルが養子縁組制度を利用することがある。そこで、養子縁組したことのある同性カップルであっても、この法律の施行日から2年間は結婚できる特例を設けた。

野党提出の婚姻平等法案（野党案）は、マリフォー法案とどこが違う？

1. 前提が違う

野党案では、選択的夫婦別姓法案の成立を前提としている。

2. 表現ぶりが違う

野党案では「異性又は同性の当事者が」結婚できるとなっている。

3. 嫡出推定の有無

マリフォー法案では、現行の婚姻制度をそのまま利用する観点から、異性カップル・同性カップル問わず、嫡出推定（結婚している一方当事者が出産した場合には、子はもう一方の当事者との間の子と推定する）が働く。野党案では、同性カップルの場合、婚姻の一方当事者が出産しても嫡出推定が働かない。